

金ヶ崎町定住促進

住宅取得支援補助金

令和5年4月1日改正



民間賃貸住宅に居住している**40歳未満の若年者**が、住宅を取得する場合の経費の一部を補助します。

※ 改正以前に交付申請をしている方は、以前の交付要綱が適用されます。

補助内容

①対象経費分

住宅取得に掛かる経費の総額 × 1/2 (上限10万円)

②家族加算(新設)

1人につき**5万円**

※ 申請者及びその配偶者を除いた同一世帯の親族(二親等以内)

対象経費

- (1) 対象住宅の取得に係る事務手続経費(登記費用等)
- (2) 対象住宅への引越費用
- (3) 対象住宅の火災保険料及び地震保険料

※ 対象経費に租税公課(消費税等)は含まない

補助要件

- ・ 交付申請時点において、申請者が40歳未満であること
- ・ 民間賃貸住宅に居住していた者が、町内に住宅を取得し、所有していること
- ・ 補助対象住宅に住居登録を行っていること
- ・ 世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ・ 世帯全員がこの要綱による補助金を受けたことがないこと

提出書類

- 補助金交付申請書
- 対象住宅の建物登記完了証の写しまたは登記事項証明書
- 世帯全員の住民票の写し
- 対象経費の支払いを証明する書類の写し(領収書等)
- その他町長が必要と認める書類(別途指示があった場合)

申請期限:住所を定めた日から**6か月以内**

補助金交付までの流れ

【住宅取得】 住宅を建設・購入（登記完了）

補助金 交付申請

- ・補助金の交付申請を行います
- ・対象住宅に住所を定めた日から**6か月以内**に提出してください

【提出書類】

補助金交付申請書、建物登記完了証の写しまたは登記事項証明書、世帯全員の住民票の写し、対象経費の支払いを証明する書類の写し（領収書等）

交付決定

- ・交付（不交付）通知書が申請者に届きます

補助金 請求

- ・補助金の請求を行います
- ・交付決定後、お早めにご提出ください

【提出書類】

補助金請求書、補助金振込先が確認できる書類（通帳の写し）

振込

- ・請求書提出から1か月以内に補助金を振り込みますのでご確認ください

補助金の交付条件

- ・補助対象住宅の所在地に住所を定めた日から起算して3年を経過する日まで補助対象住宅に居住すること

⇒ 補助金の交付条件に違反したときや偽りその他不正な手段により補助金を受けたときは、補助金交付の取り消し及び補助金返還を命じる場合があります。

■問い合わせ・申込み先■
金ヶ崎町商工観光課
金ヶ崎町西根南町22-1 ☎ 0197-42-2111

詳細・申請書はこちら
(金ヶ崎町HP)から!

